○三原市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和３年６月１日

要綱第８２号

改正　令和４年３月３０日要綱第４３号　令和５年４月１日要綱第３４号

令和６年３月２９日要綱第２４号　令和６年９月３０日要綱第１３８号

令和７年３月２５日要綱第２１号令和８年３月３１日要綱第２６号

（趣旨）

第１条　この要綱は、結婚等に伴う経済的な負担の軽減、少子化対策の推進及び本市への移住の促進を図るため、市内の新婚世帯に対して、予算の範囲内において三原市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、国の地域少子化対策重点推進事業実施要領及び三原市補助金等交付規則（平成１７年三原市規則第５６号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　令和８年１月１日から令和９年３月３１日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は令和８年１月１日から令和９年３月３１日までの間に三原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和３年三原市要綱第１４４号）第６条に規定する受領証等（同要綱第１２条第２項に定める自治体間での相互利用に係る受領証等を含む。以下「パートナーシップ宣誓書受領証等」という。）の交付を受けた同要綱第２条に規定するパートナーシップの宣誓（以下「パートナーシップ宣誓」という。）をした２人をいう。

(2)　夫婦等　新婚世帯の夫婦又はパートナーシップ宣誓をした２人をいう。

(3)　住居費　婚姻又はパートナーシップ宣誓(以下「婚姻等」という。)を機に、夫婦等の一方又は共同名義で新たに市内に住宅を取得し、市内に存する住宅をリフォームし、又は市内に住宅を賃借する際に要した費用のうち、当該住宅の取得費、リフォーム費又は賃料（夫婦等が同居を始めた月又は婚姻等の月から翌々月までのものに限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費（夫婦等が同居を始めた月又は婚姻等の月から翌々月までのものに限る。）及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分に相当する額を除く。

(4)　引越費用　婚姻等を機に、夫婦等が同居する住宅（以下「対象住宅」という。）への転入又は本市内での転居に伴い引っ越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(5)　移住者　令和８年１月１日から令和９年３月３１日までの間に対象住宅に転入した者で、転入日前１年以上市外に住所を有していた者をいう。

(6)　市税　市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

（補助対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　対象住宅が市内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。

(2)　夫婦等共に婚姻等の日における年齢が３９歳以下であること。

(3)　夫婦等の所得（交付申請の時点で取得できる最新の所得証明書を基に、夫婦等の所得金額を合算した額をいう。以下この号において同じ。）が５００万円未満であること。ただし、夫婦等の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に

行っている場合は、夫婦等の所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。

(4)　次のアからエまでに掲げる講座等のいずれかを交付決定年度内に夫婦ともに実施したこと。

ア　ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)

イ　プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ　医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ　共家事・共育て講座(男性の家事・育児参画のための支援講座を含む。)の受講

(5)　補助金の交付を受けた日から、夫婦等共に３年以上本市に居住する意思があること。

(6)　夫婦等の双方がマイナンバーカードを取得していること。

(7)　住民自治組織等地域活動団体の活動に参加していること。

(8)　夫婦等の双方が、本市の市税の滞納がないこと。

(9)　生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)の規定による住宅扶助、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(10)　夫婦等及び住所を同じくする世帯全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

(11)　夫婦等の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助（他の地方自治体での補助を含む。）を受けたことがないこと。ただし、既に交付を受けた補助金額が、次条の規定に基づき算定する補助金額に達していない場合において、その差額を翌年度に申請する世帯については、この限りでない。

(12)　市の実施する各施策に関する調査に協力すること。

（補助金額）

第４条　補助金額は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間に夫婦等のいずれかが支払った住居費及び引越費用を合算した額とし、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。この場合において、当該補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1)　夫婦等共に２９歳以下の世帯　１世帯当たり６０万円（夫婦等の一方が移住者の場合にあっては８０万円、夫婦等の双方が移住者の場合にあっては１００万円）

(2)　前号以外の世帯　１世帯当たり３０万円（夫婦等の一方が移住者の場合にあっては５０万円、夫婦等の双方が移住者の場合にあっては７０万円）

２　前項の場合において、既に交付を受けた補助金額が、同項の規定に基づき算定する補助金額に達していない場合は、その差額を当該交付を受けた年度の翌年度における補助金額の上限とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和９年３月３１日までに、三原市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　婚姻後の戸籍謄本若しくは婚姻届受理証明書又はパートナーシップ宣誓書受領証等

(2)　夫婦等の所得証明書

(3)　住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し（住宅を取得し、又はリフォームした場合に限る。）

(4)　住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）

(5)　住宅の取得費、リフォーム費、賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住居費を申請する場合に限る。）

(6)　引っ越しに係る領収書等の写し（引越費用を申請する場合に限る。）

(7)　住宅手当支給証明書（様式第２号）（住居費を申請する場合に限る。）

(8)　貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）

(9)　誓約書兼同意書（様式第３号）

(10)　地域活動参加状況等証明書（様式第４号）

(11)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、申請に係る書類の審査等を行い、補助金交付の可否を決定し、三原市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第５号）又は三原市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、三原市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付を受けた日から３年未満の間に、交付決定者又はその配偶者若しくはパートナーが市外に転出したとき。

(3)　その他市長が相当の事由があると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全額又は一部の返還を求めなければならない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月３０日要綱第４３号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日要綱第３４号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日要綱第２４号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年９月３０日要綱第１３８号）

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２５日要綱第２１号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日要綱第２６号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。